

令和4年(2022年)2月1日
健康福祉部 新型コロナウイルスワクチン接種対策室

武田/モデルナ社ワクチン希望者の追加接種 (3回目接種)先行予約を受け付けます！

■趣旨・目的

本日2月1日から集団接種会場において新型コロナウイルスワクチン追加接種(3回目接種)を開始しますが、武田/モデルナ製ワクチンの接種予約が低調となっています。このような状況の中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止および重症化予防の観点から、更なる追加接種の促進を図るため、予約枠に余剰のある日時を対象に先行予約の受付を開始します。

■受付開始日時 令和4年2月2日(水) 午前零時～

■接種会場 湖南省市民学習交流センター(サンヒルズ甲西)

■内容

湖南省では、追加接種(3回目接種)の対象者である2回目接種終了から概ね7ヵ月を経過した人に対し、順次接種券を発送しています。

現在、国から配分されるワクチンについては、ファイザー45%、モデルナ 55%と初回接種(1・2回目接種)よりもモデルナ社ワクチンの割合が高くなっていますが、全国的にもモデルナ社製ワクチンを用いた接種会場の予約が低調となっており、当市でも同様の傾向があります。

そこで、第6波真ただち中において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止および重症化予防の観点から、2回目接種終了から6ヵ月経過した基礎疾患を有する人と社会機能維持者に追加接種を受けていただけるよう接種の前倒しを行い、更なる追加接種の促進を促すべく先行予約を受け付けることとします。

今回の先行予約受付の概要は、別紙のとおりです。詳細については、市ホームページ、メール配信サービス、市公式LINE等によりお知らせします。

■問い合わせ

担当課名 : 新型コロナウイルスワクチン接種対策室(保健センター)

担当者名 : 米津 (直通) 0748-76-4771

(FAX) 0748-72-1481

武田/モデルナ社ワクチンの追加接種(3回目接種)先行予約の概要

1. 対象者

- ① 基礎疾患を有する人 ※1 別紙1(基礎疾患を有する人一覧)参照
 - ② 社会機能維持者 ※2 別紙2(社会機能維持者一覧)参照
- ただし、次の(ア)～(ウ)のすべてを満たす人
- (ア) 2回目接種を終了した日から、6カ月以上経過した人
 - (イ) 18歳以上の人
 - (ウ) 日本国内で初回接種(1・2回目接種)または初回接種に相当する接種を終了している人

2. 接種会場

湖南省市民学習交流センター(サンヒルズ甲西)

3. 予約受付日時等

予約受付日時	受付人数	2回目接種終了日
2月11日(金・祝) 14:00～15:30	156人	～令和3年8月11日
2月13日(日) 14:00～15:30	165人	～令和3年8月13日
2月20日(日) 14:00～15:30	175人	～令和3年8月20日
2月23日(水・祝) 14:00～15:30	176人	～令和3年8月23日
2月27日(日) 14:00～15:30	176人	～令和3年8月27日

※ 国からのワクチン供給状況、予約率等により変更の可能性あり。

4. 使用ワクチン

武田/モデルナ社ワクチン

5. 予約期間

令和4年2月2日(水) 午前零時 ～ 予約枠が埋まり次第終了

6. 予約方法

申請受付システム(Graffer)による電子申請

※ 手元に接種券が届いていない人でも予約できます。

〔予約の流れ〕

(1) 市ホームページに記載されている URL から申請受付システムにアクセスして予約する。

入力項目

- ① 氏名、フリガナ、生年月日、住所、連絡先電話番号
- ② 2回目接種日、2回目接種ワクチン種類
- ③ 【基礎疾患を有する人の場合】基礎疾患番号、病名、かかりつけ医氏名
【社会機能維持者の場合】職種、勤務先

(2) 予約者に対し、市から接種券が送付される。

(3) 予約日に集団接種会場にて接種を受ける。

※ 原則キャンセル不可

【別紙1】 基礎疾患を有する人一覧

1. 以下の病気や状態の人で、通院／入院している人

- ① 慢性の呼吸器の病気
- ② 慢性の心臓病(高血圧を含む。)
- ③ 慢性の腎臓病
- ④ 慢性の肝臓病(肝硬変等)
- ⑤ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
- ⑥ 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
- ⑦ 免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む。)
- ⑧ ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ⑨ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ⑩ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
- ⑪ 染色体異常
- ⑫ 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態)
- ⑬ 睡眠時無呼吸症候群
- ⑭ 重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)

2. 基準(BMI 30 以上)を満たす肥満の方

計算方法…体重÷身長(m 単位)²

【別紙2】 社会機能維持者一覧

1.医療体制の維持	
医療関係者 病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる事業者を含む。	
2.支援が必要な方々の保護の継続	
高齢者、障がい者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者） 介護老人福祉施設、障がい者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供等、高齢者、障がい者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる事業者を含む。	
3.国民の安定的な生活の確保	
自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者	
3-1	インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
3-2	飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
3-3	生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
3-4	宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係 （百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
3-5	家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
3-6	生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
3-7	ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
3-8	冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処理に係る事業者等）
3-9	メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
3-10	個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）
4.社会の安定の維持	
社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者	
4-1	金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
4-2	物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便、倉庫等）
4-3	国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機・潜水艦等）
4-4	企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
4-5	安全安心に必要な社会基盤 （河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
4-6	行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
4-7	育児サービス（託児所等）
5.その他	
5-1	医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難な事業者（高炉や半導体工場等）
5-2	医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造している事業者
5-3	医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者
5-4	学校等